

医療通訳共通基準

医療通訳の基準を検討する協議会

目 次

1	基準策定の目的	3
2	基準の視点	3
3	用語の定義	3
4	基準策定の手続き	3
5	共通基準の項目と説明	4
6	共通基準検討メンバー	7
7	参考文献	8
8	共通基準の利用要領	8

■ 医療通訳の基準を検討する協議会とは？

目的 医療通訳を派遣している全国の団体によって活用できる医療通訳に関する共通基準を検討し、策定することを目的とする。

設立 2010年5月

構成団体 特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと

特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（M I Cかながわ）

会長 西村明夫 M I Cかながわ プログラム・アドバイザー

事務局 特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと

医療通訳共通基準

医療通訳は、日本語会話が十分でない患者の命と健康に関わり、患者や家族（以下「患者等」という。）と医療従事者の間のことばの橋渡しを行うとともに、患者等の医療への安心感と医療従事者への信頼感の醸成をサポートする業務である。またそのことによって、医療従事者が最善の医療を行うことを可能にするとともに、患者が最善の医療を受けられるようにすることを使命とする業務である。

そのため、医療通訳者は、以下に掲げる諸項目をよりどころにして、より一層のレベル向上に取り組む必要がある。また日本語会話が十分でない患者等を受け入れる医療機関は、以下の諸項目を達成した医療通訳者を積極的に受け入れる必要がある。医療通訳者を派遣する機関・団体は、以下の諸項目の達成のための環境整備に努め

ることを推奨するものである。

1 基準策定の目的

医療通訳に関わる個人及び医療通訳派遣システムを運用する機関や団体（以下「派遣機関・団体」という。）が、学習や育成、到達目標の設定、採用選考等における1つの「目安」として共通して活用できる基準を設定するものである。

2 基準の視点

- ① 多文化社会の実現に貢献するものであること
- ② 利用者に安心感を与え、信頼関係を築けるようなものであること
- ③ 医療通訳を専門職の1つとして認識するものであること
- ④ 専門職として養い、学ぶ必要のある事項を抽出し、体系化したものであること
- ⑤ 提示した事項は、医療通訳トレーニング等の過程で養い、身につけていくことができるものであること
- ⑥ 共通基準は、他の基準を排除するものではなく、また地域の実情（地理、通訳人材、財源、文化など）に応じて修正可能なものであること

3 用語の定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に記載のとおりとする。

- ① 「医療従事者」とは、医師、看護師、助産師、薬剤師、検査技師、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、医事職員などをいう。
- ② 「利用者」とは、医療通訳のサービスを利用する日本語会話が困難な患者等及び医療従事者をいう。
- ③ 「医療実践スタイル」とは、診療方法や看護方法、患者等との接し方など、医療従事者の行動様式の傾向をいう。

4 基準策定の手続き

- ① 医療通訳の基準を検討する協議会の検討メンバーによる検討（メンバーは第6項参照）
- ② 医療通訳を研究テーマの1つとする学会や研究会における議論
- ③ 第3回医療通訳を考える全国会議における派遣団体実践者等との議論

5 共通基準の項目と説明

大項目	中項目	小項目	説明
知識	患者背景・多文化に関する知識・理解	患者等の生活背景	・ 在留資格制度や患者等の生活状況、日本語理解が不十分な患者等の医療場面での困難な状況などに関する知識・理解
		患者等の出身国・地域の文化	・ 患者等の出身国・地域の宗教、習慣、価値観の違いに関する知識・理解

		患者等の出身国・地域の医療	・患者等の出身国・地域の医療制度、医療実践スタイル（日本との違い）に関する知識・理解
		支援機関・団体に関する知識	・各種支援機関・団体など、患者等をサポートする機関の情報
	医療に関する知識	身体の組織とその機能	・身体器官のしくみに関する知識
		基礎的な医学用語	・基礎的な病気とその症状に関する用語（問診で使用される程度）の知識
		検査・治療方法に関する基礎知識	・主な検査方法や治療方法、投薬・服用方法に関する基礎知識
		保健衛生に関する基礎知識	・感染症対策、予防接種などに関する基礎知識
		医療機関における受診の流れ	・受付、診察、検査、治療、会計、薬処方など受診の流れにそった患者等の動きに関する知識
		患者の心理	・病気になったときの人間の心理（怒り、不安等）
		医療従事者の役割と傾向	・医師、看護師、医療ソーシャルワーカーなど医療従事者の種類と役割に関する知識 ・日本における医療従事者の医療実践スタイルに関する認識
	医療保険・保健福祉制度	・各種健康保険制度、出産一時金、公費負担制度、海外旅行傷害保険などに関する知識	
	所属機関・団体、医療通訳全体に関する知識・理解 (派遣機関・団体に所属する場合)	所属機関・団体の使命に関する知識・理解	・所属機関・団体の使命、組織構成、活動内容に関する知識
派遣制度・事業に対する知識・理解		・医療通訳派遣の制度・事業の内容、派遣ルール、医療通訳者サポート機能に関する知識	
医療通訳の現状と課題		・医療通訳に関する全国的な取組の現状と課題のアウトライン	

技術	語学力	日本語・対象言語の基礎力	・通訳者が診療現場に患者として行った時、交わすであろう会話内容を母語、対象言語で言えること
	通訳技術（※1）	相手の話を聞く	・集中力・リスニング力（聴解力）
		理解する	・話の内容を的確に理解する力
		記憶する	・短期的に記憶を保持する力、それを助けるメモ取りの技術

		伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な語彙、表現、構文、文法力 ・発音や声の質、場面に応じた伝達力
	実践的技術	通訳の中断・内容確認	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の発言内容があいまいな場合に通訳を中断して、再度会話内容の確認ができること ・必要に応じて辞書を引けること
		状況判断	<ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態に冷静に対応するなど、現場の経験から得られる知恵、臨機即応の対応
	コミュニケーション・スキル	対人援助（※2）の基礎技術	<ul style="list-style-type: none"> ・相手が話しやすい、落ち着いた態度で接すること（傾聴） ・温かい視線、身体言語（非言語的コミュニケーション）に気を配ること ・適正な席・位置を確保できること

※1 通訳技術は「相手の話を聞き」それを「理解し」、短期的に「記憶し」、対象言語（もしくは母語）で相手に「伝える」作業とそれに付随する技術であるため、小項目の掲載順はその順序に従っている。

※2 「対人援助」とは、社会福祉分野で使用されている用語概念。

倫理	基本的な人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍、人種、民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、文化的背景、身体的精神的状態、健康問題の性質等にかかわらず、すべての人をかけがえのない存在として尊重し、公平に対応すること
	守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ・職務上知り得た患者情報等の秘密の保持
	プライバシーの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・患者等の意に反して患者等のプライバシーに踏み込まないこと

中立・客観性	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳の業務範囲を守り、利用者に対して自らの意見をさしはさんだり、助言したりしないこと ・通訳に自分の価値観や主観を混ぜないこと
正確性	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の知識と技術の各項目に記載されたことを最大限に生かすこと ・通訳は、忠実かつ正確に行うとともに、患者等の背景や文化について考慮すること ・自らの専門能力を自覚し、それを超える通訳業務となる場合は、その旨、利用者に申し出ること
専門性の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳能力の維持、向上に努めること ・常に通訳者として必要な新しい制度の理解やより深い知識の習得に努める意欲をもつこと
信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳者は利用者を尊重し、利用者が話しやすい態度を保つこと ・相手を思いやる気持ちを持つこと
利用者との私的な関係の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と個人的な関係を構築しないこと ・通訳者は、人間関係上もしくは感情面などで公平な通訳が難しいと感じる依頼は引き受けないこと ・その立場を利用して、利用者から個人的な恩恵を受けないこと
医療従事者、支援団体や専門家との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者や関係者との連携・協力関係を大切にすること ・患者等からの相談などを一人で抱え込まないこと
健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> ・業務と私生活とのバランスを保つなど、通訳者自身の心身の健康保持と増進に努めること
品行の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人として時間の厳守、清潔さの保持、服装への配慮（業務時は清潔な服装、香水をつけない）など節度と礼儀を守ること

通訳者が所属する機関・団体の義務	通訳者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・スキルアップの機会を提供すること
	通訳者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳者に過剰な負担を与えないこと ・適切な感染予防対策をとり、通訳者に肉体的精神的負荷がかからないように配慮すること
	社会に対する責任	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳に理解のある医療機関の拡大に努めるとともに、社会的認識を深める取組を行うこと

6 共通基準検討メンバー (敬称略)

西村 明夫 NPO法人多言語社会リソースかながわ プログラム・アドバイザー
日本パブリックサービス通訳翻訳学会 理事

重野 亜久里 NPO法人多文化共生センターきょうと 理事長、医療通訳派遣事業統括
びわ湖国際医療フォーラム 世話人

(以下、五十音逆準)

森田 直美 NPO法人多言語社会リソースかながわ 英語医療通訳スタッフ、会議通訳者

三浦 遼 NPO法人多言語社会リソースかながわ 総務部長兼英語医療通訳スタッフ

政宗 敦子 NPO法人多文化共生センターきょうと 医療通訳コーディネイター兼英語医療通訳者

前田 華奈 NPO法人多文化共生センターきょうと 医療通訳派遣事務局スタッフ

鶴田 光子 NPO法人多言語社会リソースかながわ 理事長

聖テレジア病院福祉医療相談室スーパーバイザー (社会福祉士)

高嶋 愛里 NPO法人多文化共生センターきょうと 理事、医療通訳コーディネイター
看護師、保健師、びわ湖国際医療フォーラム 世話人

沢田 貴志 NPO法人多言語社会リソースかながわ 理事、港町診療所 所長

佐藤ベティー NPO法人多言語社会リソースかながわ 中国語医療通訳スタッフ

岩本 弥生 NPO法人多言語社会リソースかながわ コーディネイター兼ポルトガル語医療通訳スタッフ

7 参考文献

(社)神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター [2002]、『医療通訳ボランティアガイドライン』、同センター

国際看護師協会 (ICN) [2005]、『ICN看護師の倫理綱領』、同協会

(財)自治体国際化協会 [2003]、『専門通訳ボランティア研修プログラム (医療編)』、同協会

(社)全国手話研修センター [2008]、『手話通訳士現任研修教材』、同センター

(特活)多文化共生センターきょうと編 [2006]、『医療通訳養成講座報告書』、同センター

(特活)多文化共生センターきょうと編 [2007]、『第2回医療通訳を考える全国会議「ことばと医療の未来」報告書』、同センター

(特活)多文化共生センターきょうと編 [2010]、『文化とコンピューティング国際会議「医療の多言語支援」報告書』、同センター

The National Council on Interpreting in Health Care, 2004, A NATIONAL CODE OF ETHICS FOR INTERPRETERS IN HEALTH CARE

西村明夫編 [2006]、『ことばと医療のベストプラクティス』、M I Cかながわ
西村明夫編 [2006]、『医療通訳を考える全国会議 2006 報告書』、M I Cかながわ
西村明夫編 [2007]、『医療通訳国際シンポジウム報告書』、M I Cかながわ
西村明夫 [2009]、『外国人診療ガイド』、メジカルビュー社
西村明夫ほか [2009]、『医療通訳の課題』、『日本パブリックサービ通訳翻訳学会秋季大会』、同学会
(社) 日本医師会 [2000]、『医の倫理綱領』、同会
(社) 日本看護協会 [2003]、『看護者の倫理綱領』、同協会
(社) 日本社会福祉士会 [2005]、『(社) 日本社会福祉士会の倫理綱領』、同会
連利博編 [2007]、『医療通訳入門』、松柏社

8 共通基準の利用要領

- ① この共通基準は、医療通訳の発展・普及のために利用する場合に限り、複写、転用、加除修正を妨げない。
- ② ①の利用においては、出典を明記するものとする。派遣機関・団体がこの共通基準を加除修正して独自に基準を作成した場合は、事務局にその旨の連絡を行うものとする。
- ③ ①の利用を含め、この共通基準を商業的に使用する場合は、事務局の許可を得るものとする。

■ 発行年月	2010年10月15日
■ 発行者	医療通訳の基準を検討する協議会
(構成団体)	特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと 特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ (MICかながわ)
(事務局)	特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと
	〒600-8191 京都市下京区五条高倉角堺町 21 事務機のウエダビル 206
E-Mail	info@tabunka-kyoto.org